

森林技術総合研修所

提案者： 栃木県

<p>提案の概要</p>	<p>本所の移転</p>	
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>森林技術総合研修所(林業機械化センターも含む) (職員数) 常勤職員数:34名【本所25名。この他林業機械化センター(沼田)9名】、非常勤職員数:4名【本所3名。この他林業機械化センター(沼田)1名】(27.9.1現在)</p> <p>(施設) 【本所】 ・施設:現在の敷地面積約9,259m² 教室(70人収容×2、20人収容×3)、研修生宿泊室(112人)、厨房・食堂施設(120人)、執務室、会議室、講師控室、機材準備室、図書室、討議室、倉庫、入浴施設、車庫等 ・現地研修用森林:研修所の周辺に、明治の森高尾固定公園、高尾山自然休養林、都立自然公園のほか施業中の森林や高密度路網設定森林があり、暖温帯系と冷温帯系の多様な樹種からなる天然林及びスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツといった主要造林樹種による人工林(1年生から100年生まで多様な林齢のもの)が分布し、生物多様性保全、保健レクリエーション、木材生産等の期待される多面的機能がバランス良く網羅。</p> <p>(その他) ・地方公共団体職員、林野庁職員を主な対象者として、森林・林業に関する総合的な研修を実施 ・平成26年度研修状況 年間86コース、1,669人(実績)【本所60コース 1,344人、林業機械化センター26コース 325人】 ・研修生は全国各地に分散している。一方、講師は約7割が首都圏在住者で占められている(林野庁職員、関係省庁職員、中央業界団体、(研)森林総合研究所研究者、大学教授等)。</p>	
<p>検討・評価のポイント</p>	<p>道府県の説明</p>	<p>各府省の見解</p>
<p>その機関の性格上、東京圏にないか</p>	<p>森林技術総合研修所は、森林の整備・保全、林業の成長産業化、治山や林道などの森林土木分野等の知識及び技術を習得する機関であることから、現地研修が可能なフィールドが必要であることから、豊かで多様な森林資源を有し、林業・木材産業が盛んな地域に立地することが研修効果の最大化のために有効である。 現在の研修カリキュラムにおいても現地研修や見学を行うものは、栃木県を含む周辺地域(茨城県、群馬県、静岡県など)において実施されているものが多く、栃木県に移転することにより遠距離で移動することなく現地研修が可能となる。 また、当該施設は研修機関であることから、国会や本省との関連性は必ずしも高くはないと考えられる。 さらに、移転候補地は、東北新幹線、東北自動車道を利用し、林野庁からは2時間以内、全国各地からのアクセスも現在地と遜色ない。</p> <p>本研修所は、林業に関わる行政職員等の育成を目的としていることから、東京圏外であっても機能が確保される可能性を全く否定するものではないが、研修の質を落とさず適確に実施するためには、研修生の利便性や講師の確保をはじめとする諸条件を整える必要がある。</p> <p>(研修の概要) 森林技術総合研修所では研修コース(H26:60コース×5日×5コマ=1,500コマ)のうち、現地実習がないコースが約4割(26コース×5日×5コマ=650コマ)、期間中に現地実習を行うコースの座学が約4割(34コース×5日×5コマ=850コマのうち522コマ)、現地見学・実習が約2割(850コマのうち328コマ)となっており、全体の8割は教室での座学が占めている。</p>	

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p>○効率的な運営となるか 移転候補地の高原県有林の近隣には、本研修所の現地研修のほか林野庁職員の実習も行われている宇都宮大学農学部付属演習林があるほか、県内には日光国立公園に代表される天然林、スギ・ヒノキを中心とした人工林、生物多様性に優れた里山など、多種多様な林相の豊富な森林資源が充実しており、現地研修や見学などがコンパクトなエリア内で効率的に実施できる。 なお、研修カリキュラムの詳細を提示いただければ、より具体的な提案が可能である。</p> <p>○当該行政分野の対象となる民間や自治体等の関係で支障をきたさないか 研修のカリキュラムによれば、講師は、当該研修所職員のほか関係省庁の職員、大学関係者等が多いことから、前述の東京からのアクセス性を考慮すれば全く支障はない。 また、研修受講者は全国各地から訪れるが、本県は日本列島のほぼ中央部に位置し、遠隔地から半日程度で来訪可能である。</p> <p>○政策の企画立案や府省庁間の連携、国会等への対応への支障について 当該研修所が、政策等にどのように関わっているのか不明だが、林野庁がある東京から公共交通機関及び車により2時間程度であることから、支障はないものとする。</p>	<p>(研修講師の確保) ・研修講師の約7割は首都圏在住者で占められている。 ・研修講師の約3割は、最新の制度や技術を講義する本省職員。 ・移転にあたっては、講師の確保等の面からの対応方針が示される必要がある。</p> <p>(行政運営の効率確保) ・高尾にある場合、国会対応や災害対応など予定外の業務により本庁講師の変更の必要が発生した場合も対応が容易である。</p> <p>(遠距離移動) ・栃木県矢板市は東北、北関東へのアクセスは良いが、中部、東海地方へのアクセスは高尾よりも悪くなり、全体的なアクセスのバランスが現状より向上するとは考えられない。</p> <p>(研修講師への交通費、宿泊費の支出増) ・1コマ75分の講義のために長時間の拘束が必要となると、講師の確保が難しくなり、研修の質が低下する恐れがある。 ・今回要望のあった場所については、朝の1限目講師は新幹線の利用が必要となるなど研修予算の大幅な増大が必要となり、行政運営の効率の確保に課題がある。</p> <p>(本所と林野庁の研修打合せ) ・本所の研修担当者は、研修内容や講師等について、林野庁担当部署と通常1研修あたり3回程度対面打合せを行うこととしており、本庁への出張コストやアクセス時間が増大することは、研修予算の増大につながることから、行政運営の効率の確保に課題がある。</p> <p>(政策や国会への対応) ・研修講師となる林野庁職員にとって、国会等への対応の柔軟性が低下し支障が生じると考える。</p> <p>(効果的な研修) ・コンパクトなエリア内での効率的な現地見学が期待される。</p>
<p>地域への波及効果・なぜその地域か</p>	<p>本地域(矢板市、塩谷町)は、県有林として本県で最も広い面積を有する高原県有林の存在に加え、全国有数の規模の製材工場が立地している。これらを背景とした、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業の技術向上や、作業システムの効率化等により、担い手の確保と更なる生産性の向上に資することができる。 また、しいたけの生産も盛んで、原発事故前には原木しいたけ生産量は全国2位であった。現在は、事故からの復興に向けて新たな生産工程管理基準により生産を拡大しており、この取組効果の波及も期待できる。 また、研修に訪れる人の流れが交流を生み、消費を喚起し、地域の活性化に繋がる。</p>	<p>・森林技術総合研修所は、都道府県や国の職員の人材育成を目的としていることから、地域への知識や技術の普及は想定しておらず、要望の波及効果は期待できない。</p> <p>(なぜ、高尾で研修を実施しているか) ・高尾の研修所の周辺(大部分が半径5km圏内)に、明治の森高尾国定公園、高尾山自然休養林、都立自然公園のほか施業中の森林や高木路網設定森林があり、暖温帯系と冷温体系の多様な樹種からなる天然林及びスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツといった主要造林樹種による人工林(1年生から100年生まで多年齢のもの)、国有林及び民有林が分布し、生物多様性保全、保健レクリエーション、木材生産等の多面的機能をバランス良く網羅する「日本の森林の縮図」となる森林が存在しており、全国からの研修生の業務内容に対応でき、教室での座学、現地での実習が効率よく行うことが出来ている。(こうした森林の確保が同様に可能であることが必要条件)</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
条件整備	<p>研修施設としては、既存の県民の森施設の利用が可能であるほか、研修教室の必要数・定員、宿泊施設の収容人数の詳細を提示いただければ、閉鎖された学校、公営住宅の利用等も含め、地元の市町とより具体的な提案が可能である。</p> <p>当該施設までの道路は、県道等が整備され、大型車の通行も問題なく、矢板市街まで約14kmからと市街地にも近く、また県都である宇都宮市街まで約42kmなど、研修者の受入れのみならず、職員の生活環境・住環境としても問題はない。</p> <p>また、県有林内も高規格の林道が整備され、研修フィールドへのアプローチもスムーズである。</p>	<p>(利便性等の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修施設、講師の確保、旅費、現地研修用森林等について、現在の状況を下回らない条件確保が必要である。 ・新たに研修棟、研修生宿泊棟、事務室などを建築とした場合の施設整備のコストの確保が必要である。 <p>(研修生派遣元の都道府県、市町村、林業事業体等の負担経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣元→(航空機)→羽田空港→(在来線)→高尾等の往復交通費 ・食費 1日1,930円(朝食460円、昼食620円、夕食850円) ・共益費 1回1,000円(夏期)、1,500円(冬期) <p>(霞ヶ関への年間打合せ状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のべ131回、片道525円68分(平成26年度) <p>(研修内容の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修計画の作成及び実施にあたり、県の積極的な協力体制の確保が必要
その他特記事項		<p>(研修生の利便性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国各地から研修生が集まる観点から、利便性が確保されることが重要であり、全国の都道府県庁所在地から、高尾の研修所までの所要時間は、平均3時間38分。例えば札幌、鹿児島から約4時間40分。 ・研修生の研修参加費用や移動時間を考慮する必要(今回要望のあった場所は、羽田から新幹線利用でも2時間かかり高尾に比してコストやアクセス時間で過度の負担がかからないか)。 <p>(本所と林業機械化センターの連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本所と林業機械化センターは、研修の打合せ、職員の安全指導や入札などを本所と連携しながら行っていることから、移転により遠隔地に行った場合に本所と林業機械化センターの連携が困難となる。 <p>(耐震工事が最近完了)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎については、平成25年度に総工費約2億円をかけて耐震工事が完了したところであり、今後長期間にわたって活用しない場合、国費の無駄使いと指摘される恐れ。 <p>(現地見学地へのアクセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高尾は、東北、常盤、関越、中央、東名の各高速道路へのアクセスが良好であることから、見学地の幅広い選定等が容易。平成26年度は、本所で実施した34コースで36回優良事例等見学を実施(周辺5km圏内程度の裏山での見学、実習を除く)。そのうち訪問先上位3件は、群馬(11)、山梨(9)、東京(5)。一方、平成3年度は本所で実施した13コースでの10回の見学のうち上位3件は、東京(6)、栃木(3)、茨城、山梨(1)となっている。

<p>提案の概要</p>	<p>研究所の移転</p>
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>(職員数) 平成27年10月1日現在 常勤職員72名(行政職22名、研究職50名)、非常勤職員18名(事務職15名、研究職3名)</p> <p>(必要な施設) 現在の占有フロア面積:3,501㎡、共有部分(廊下、車庫等)849㎡。なお、農林水産政策関係の図書20万冊を所蔵する図書館が設置されており、農林水産省職員のほか他省庁や一般の方も利用(国立国会図書館農林水産省支部分館)。</p> <p>(業務の内容) ○農林水産政策の企画・立案に資する研究の推進 農林水産省の新たな政策の企画・立案に資するよう、農林水産本省の政策企画立案部局との密接な連携の下、企画・立案段階のみならず、実施や評価段階においても日常的な会議を重ねながら、農業経済学、経済学、法律学、社会学等の社会科学を駆使し、国内外の食料・農林水産業・農山漁村の動向や政策に関する調査研究を実施。また、政策企画立案部局のニーズや状況の変化に即応して、日々情報提供や対応等を行うとともに、食料・農業・農村政策審議会をはじめ、各種検討会にメンバーとして参画している。更に、研究の推進にあたっては、海外現地調査の実施、国際会議の参画、海外研究者の招聘を行っているところ。主な研究分野は以下のとおり。 ① 主要国農業戦略研究(国際交渉等の観点から重要な国・地域の農業事情、農業・貿易に関する施策・戦略についての調査・分析)、世界食料需給の動向の見直し ② 食料サプライチェーン研究(生産、加工、流通の各段階を通じた食料サプライチェーンに関する研究や食料品アクセス問題、6次産業化施策についての研究) ③ 農業構造研究(農業・農村の全体的動向に関する研究や農業生産主体の構造問題に関する研究) ④ 農村研究(農山漁村の維持・再生のための施策の研究、農村の価値を踏まえた農村政策のあり方の研究、気候変動への対応等環境分野の研究)</p> <p>○農林水産本省との研究課題に関する企画立案及び政策研究の的確な遂行に向けた連絡調整並びに各種会議への恒常的・日常的な出席 研究課題設定時の農林水産本省の政策企画立案部局へのヒアリング、研究課題決定時の農林水産省の大臣官房各課長及び各局庁等の庶務課長等による会議(庶務課長会議)、実行計画の内容に関する協議、研究成果報告時の庶務課長会議への出席等をはじめ、研究の推進にあたっては、恒常的・日常的に農林水産本省と協議・相談・報告。</p> <p>○研究成果の情報提供 蓄積された知見を活かし、国会での審議や調査に対応。また、研究成果の波及を図るため、農林水産省職員をはじめとして地方自治体や民間企業等を対象としたセミナーや研究成果報告会を定期的に開催。</p> <p>○共同研究の推進 農林水産省のほか、以下のような者と共同研究を実施。 ・中国農業科学院農業経済発展研究所(IAED/CAAS)、韓国農村経済研究院(KREI)、中国農業部農村経済研究センター(RCRE)、米国農務省経済調査局(ERS)及びチーフエコノミスト室(OCE)等の海外の政府研究機関との連携、共同研究 ・国際バイオエネルギー・パートナーシップ(GBEP)(バイオエネルギーの持続性指標の開発)、OECD等の国際機関との連携、共同研究 ・厚生労働省(農業と福祉の連携。農林水産省と厚生労働省との連絡協議会にメンバーとして参画するほか、農林水産省・厚生労働省連名の関連資料の作成を担当)、国立教育政策研究所(人口減少社会における学校制度の設計と教育形態の開発のための総合的研究。国立教育政策研究所の研究会にメンバーとして参画)等の他省庁との連携 ・外部専門家を客員研究員として委嘱し、当研究所の研究へ協力を得るとともに、東京圏の大学等の研究者をはじめ全国各地の研究者と連携して研究を実施。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
研究能力の確保・向上	<p>○優秀な研究人材が確保できるか 県研究機関での研究は、米麦、野菜、果樹、花き、畜産、水産など多岐にわたり、他分野での人材交流が可能である。 また、効果的な研究のためには幅広い連携が必要であるため、独立行政法人研究機関や大学、企業、生産者などと連携した研究を行っており、特に宇都宮大学農学部とは連携協定を締結し、お互いの有する技術、資源、人材について日常的に情報交換・交流を行いながら研究を進めている。さらに、那須塩原市には独立行政法人畜産草地研究所の那須研究拠点があり、研究機関が集積している本県での優秀な人材や効果的な連携の素地は確保されている。</p> <p>○優れた研究環境が確保できるか 本県は、東京から近い農業県であるとともに、中山間地域対策や農村活性化対策も実施している地域である。研究となる素材が揃っているだけでなく、本研究が行う研究の施策への反映により、本県農業の活性化に寄与するものと思われる。</p> <p>○研究機関・研究者等との迅速かつ効果的連携が確保できるか また、県いちご研究所では、品種開発だけでなく、いちごの流通や消費動向に関する研究も行っており、貴研究所が行う政策研究との連携が期待できる。</p>	<p>(優れた研究人材、研究環境の確保) ・農林水産政策研究所は、農林水産本省の政策の企画・立案に資することを目的に、農業経済学、経済学、法学、社会学等の社会科学を活用し、国際関係や日本全体の状況を踏まえたマクロな施策に関する研究を行っており、特定の地域に裨益する研究は行っていない。</p> <p>・当該研究所は、従前東京都北区西ヶ原にあったが、政策企画立案部局のニーズや状況の変化に即応することが困難であったことから、当該部局と日常的に連絡調整を行えるよう連携強化を図るため、平成20年に現在地に移転した。</p> <p>・また、立地を活かして、海外の政府系研究機関、東京都千代田区霞が関に位置する中央省庁、東京都を中心に所在する大学、民間シンクタンクとの共同研究等を行っており、移転により当該研究所の特徴を踏まえた機能の確保は困難である。</p>
研究成果活用への確保・向上	<p>○産官学連携をしやすい体制が確保されるか 農業情勢が大きく変化する中、生産現場や政策の課題を解決するためには、多様な主体の連携による研究が必要であるため、国や大学・民間と連携し、幅広い経験と頭脳を集約できる環境の中で共同研究を実施している。このため、産学官との連携体制は確保されている。</p> <p>○行政との連携が確保できるか 課題解決や新施策を推進する際は、農家など現場での実証試験やモデル化が必要であり、その実施にあたっては出先機関と連携しながら行っている。本県は共販率が高く、多くの農家や農業団体、加工や農業資材など関連する産業と連携しながら事業を展開しているため、研究の政策への反映や新施策を現場に伝達する行政と現場との連携体制は確保されている。また、農業者も改善につながる新しい事例や取組への関心が強いと、新施策への前向きな取組が期待できる。 貴研究所が行う政策研究は、本県においては成果を現場に速やかに反映できるだけでなく、本県農業の成長産業化にもつながるものと考えている。</p>	<p>(産官学連携) ・当該研究所は、立地を活かして、大学、民間研究機関のみならず各国の政府系研究機関等と共同研究を行っており、これらの研究体制が確保されることが必要。</p> <p>・研究成果については、農林水産省の政策企画立案部局のニーズ等に即応し、情報提供、資料の作成及び本省担当部局と一体となって国会審議や法制局審査などの対応支援を通じて、政策の企画・立案に活用されている。</p> <p>・また、研究する過程においても、農林水産省の政策企画立案部局の状況の変化に即応し、研究内容の調整を行うなど迅速かつ的確に政策の企画・立案に貢献している。</p> <p>・全国の地方自治体職員や民間企業等を対象にした研究成果報告会を実施し、研究成果の普及を図っている。 (セミナー・研究成果報告会参加人数(平成26年度)、1,108名)</p>
地域の産業等への波及効果	<p>研究所が行う研究は、農業の6次産業化や農工商連携、収益の上がる農業経営や輸出、中山間地域対策、農村の維持・再生など、本県が課題として重点的に取り組んでいる施策と一致しており、研究成果の施策への反映により、本県農業の農業産出額の向上や農村地域の活性化に寄与するものと考えている。</p>	<p>(研究対象) ・農林水産政策研究所は、農林水産本省の政策の企画・立案に資することを目的に、国際関係や日本全体の状況を踏まえたマクロな施策に関する研究を行っており、特定の地域に裨益する研究は行っていないことから地域との交流による活性化などの波及効果はあまり期待できない。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
運営の効率の確保	<p>那須塩原市内には国及び県の研究拠点が集積しており、それら機関とは近接しており、また東京からの所要時間も約70分と交通の利便性は確保されており、関係機関との連絡調整には支障ないと考えられる。さらには、単独立地することにより効率的な業務を行うための十分なスペースも確保することが可能と考えられる。</p>	<p>(連携の確保) ・農林水産本省との密接な連携、日常的な連絡調整が不可欠であり、移転により同水準の連携を確保することは困難。 (農林水産政策研究所と農林水産本省との連絡調整回数、延べ1月あたり約150回)</p> <p>(アクセス機能の確保) ・農林水産政策研究所では、研究を実施する過程で必要となる国内外の現地調査や海外からの研究者の招聘等について、経済的な交通アクセス機能が確保されているが、移転により、同様のアクセス機能を確保することは困難。</p>
条件整備	<p>○施設確保・組織運営にあたり、どのような工夫がなされているか 機関の移転候補地については、市有地の活用を中心に対応を検討している。</p> <p>○職員の生活環境・住環境が確保されているか また市内には住宅地が多くあり、商業施設も数多く立地していることから、職員の生活環境等の確保は可能である。</p>	<p>(連携の確保) ・農林水産本省、海外研究機関、中央省庁、東京都を中心に所在する大学、民間シンクタンク、外部機関の専門家との間で、日常的な連携が図られており、移転により同水準の連携を確保することは困難。</p> <p>(その他) ・また、当該研究所の図書館は、国立国会図書館農林水産省支部分館に指定されており、農林水産政策関係の図書約20万冊を所蔵。当該研究所の職員のみならず農林水産省、他省庁の職員等も利用。</p>
その他特記事項		

提案の概要	機構(SMRJ)の移転
検討対象機関の概要	<p>中小企業基盤整備機構(SMRJ)の概要</p> <p>【機構概要、主要業務】</p> <ul style="list-style-type: none">・中小機構は、我が国唯一の中小企業政策の総合的な実施機関であり、創業から事業再生、災害対策など様々な課題に合わせた支援を実施している。・関係省庁に対し、全国で実施している支援現場からの様々な情報を日々フィードバックすることで、関係省庁が行う政策立案・実行・評価の各段階での反映を図り、支援策の実効性を高めることに資するとともに、全国の中小企業・小規模事業者及び支援機関に対する支援を通じ、中小企業・小規模事業者の活性化を図っている。 <p>【職員数】</p> <ul style="list-style-type: none">・常勤職員:441名、非常勤職員:172名 [平成27年4月1日現在] <p>【必要な施設】</p> <ul style="list-style-type: none">・フロア面積:12,287.69㎡(現状8フロア)、サーバールーム(個人情報・企業機密情報を保存する情報システムサーバーの設置のため) <p>【直接対面による意見交換・協議が不可欠な業務の概要と関係者の範囲・接触頻度、対面者の所在地等】</p> <ul style="list-style-type: none">・主務省との打ち合わせ(政策立案・実行・評価段階での支援現場情報の提供など)・主務省以外の中央官庁、中小企業支援機関等の全国団体、士業団体、政策金融機関等との面談(地域の支援機関・地域金融機関のニーズ収集や、各支援機関との連携した支援にあたっての調整など)・全国にある地域支援機関に対する講習会等(施策情報の提供、支援事例、ノウハウの収集・提供、支援人材への研修など)・海外機関との面談(海外の中小企業関係省庁や外郭団体、業界団体等の大使館、関係省庁等への訪問に併せた会合(東京にて開催)や、中小機構本部への訪問など)

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
その機関の任務の性格上、東京圏になければならないか	<p>(独)中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)の業務は、独立行政法人として、中小企業等に対する多様な支援事業を総合的に展開するものである。その施策の立案に関しては、所管省庁である経済産業省との連絡調整が多いものと推察されるが、国会との直接的なやりとりはないと考えられることから、東京へのアクセスが容易な栃木県においては、ICTも併せて活用することで、業務を十分遂行できると考えられる。</p>	<p>中小機構は、我が国で唯一の中小企業政策の総合的な実施機関として、創業から事業再生、中小企業支援機関への支援、海外展開支援、災害対策など、中小企業者の支援ニーズに応じて総合的に取り組んでおり、その業務を効率的に実施するため、関係省庁、中小企業支援機関・関係機関と高い頻度で会議・打ち合わせを開催するため、東京以外の関係機関が訪問しやすい位置に立地する必要があることから、引き続き東京圏への立地が適切。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務省との調整 中小機構が全国において実施する事業について、主務省との密接な意思疎通を図る必要があることから、頻りに打合せを行うことが必要である。年間、中小機構と主務省との間で実施された会議等件数は、業務実施、予算打合せ等合計約1,300回実施されている。これらの会議等については、中小機構が移転した場合、開催に要する手間、コストが増加する。 ・中小企業支援機関本部等との連携等 国からの政策要請により、中小企業・小規模事業者、支援機関等に対する支援を実施するため、中小企業支援機関全国団体(5団体)、弁護士等の士業団体(5団体)、政府系金融機関(8団体)と密接に連携する必要がある。これらの機関は殆どが東京圏に所在しており、各機関との連携が確保され、効率的な支援が可能となっているが、中小機構が移転した場合、中小機構及び各機関とも打合せに係る手間、コストが増加する。 ・業務を円滑に遂行するために必要な民間企業との連携 機構事業を推進するうえで、民間企業との協力関係が不可欠である。例えば、小規模企業共済事業(加入者約125万人)、中小企業倒産防止共済事業(加入者約38万人)の資金運用・管理等について、銀行、投資顧問会社、証券会社等金融機関の本社との打合せ(年間来訪者延べ約1,500人)を定期的に行っている。また、ファンド事業の実施にあたり、投資会社との間で、ファンド組成前の事前相談、組成後のモニタリングなどに関する打ち合わせ(年間約400回)を行っている。中小機構が移転した場合、このような密度で打合せを行うことが困難になり事業に支障を来すほか、前述の金融機関等が移転先へ訪問する必要があることから、打合せ等に要する手間、コストが増加する。 ・海外機関との連携 中小機構が行う海外展開支援にあたり、海外の中小企業関係省庁や外郭団体と積極的に業務提携を推進し実施している。これらの海外機関とは、東京に所在する大使館や、関係省庁、関係団体等への訪問と併せて接触することが多く、平成26年度における表敬、会合等の実績は合計約120件であり、今後も機会を確保する上でも、東京に所在することが必要である。中小機構が移転した場合、海外機関等が移転先へ訪問する必要があるが生じるが、渡航日程の関係で、交通利便性から訪問機会を失うことになる。

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p>○当該行政分野全体の業務執行において効率的な運営となるか 中小機構では、全国9ヶ所の地域本部を地域の最前線として全国の中小企業を対象に支援事業を実施していることから、今回誘致している本部については、所管省庁である経済産業省との近接性が一定程度確保されていれば、中小企業支援業務の効率性を落とすことはないと考えられる。 一方で、中小機構の本部は現在都心に存在しており、その賃料は不明だが、相当の金額になるものと思われる(年間数千万円)、これを本県に移転することで抑制することが可能となり、経済産業省との連絡調整のためのコストアップを差し引いても、中小機構の業務執行のコストダウンにつながる事が期待できる。</p> <p>○政策の企画立案・執行における効果 誘致先に隣接して立地している栃木県産業振興センターとの連携により、地方の中小企業からの経営相談や新規事業の展開などを通して、企画立案の中核にある本部の役職員が地方の中小企業の置かれた状況を肌で感じる事が可能となり、これまで以上に的確な全国の中小企業を対象とした政策を立案することが期待される。</p> <p>○当該行政分野の対象となる民間や自治体等の関係で支障をきたさないか 全国9ヶ所の地域本部は存置されるため、支障はない。</p> <p>○業務執行や企画立案における府省庁間の連携 経済産業省との距離が増えるものの、十分連携が図られる距離であると考えられる。</p> <p>○国会等への対応において支障をきたさないか 直接的な国会対応はないと考えられる。 なお、誘致先と国会との移動時間は、約90分である。(新幹線等利用)</p>	<p>○当該行政分野全体の業務執行において効率的な運営となるか 中小機構では、今年4月においても、延べ約650人が主務省との打合せを実施しており、今回の提案による移転が実施された場合、その移動に係る時間的なコスト負担が発生する。 なお、都心に立地するコストは上記のメリットに十分見合うものとなっている。</p> <p>○政策の企画立案・執行における効果 中小機構では、全国に対する中小企業支援施策の実施機関として、中小機構の地域本部とも連携をとりつつ、中小企業支援機関の全国団体、関係省庁との打ち合わせ等を通じて支援施策の企画立案を実施している。 なお、中小機構は、職員の約半数を地域本部に配置していることから、企画立案の中核にある本部の役職員も、出張や人事異動を通じて地域の中小企業の置かれた状況を肌で感じる経験を積んでおり、そのような経験を活かして全国の中小企業を対象とした施策の立案を行っている。</p> <p>○当該行政分野の対象となる民間や自治体等の関係で支障をきたさないか 中小機構本部では、業務を実施する際、下記の民間事業者、自治体等と連携し事業を実施している。このため、中小機構が移転した場合、民間事業者や自治体等が東京から栃木へ移動するための手間、コストが増加する。 ・民間事業者 小規模事業共済事業、倒産防止共済事業、ファンド事業などの実施に当たり以下の民間事業者と連携している。 銀行、投資顧問会社、証券会社、投資会社など ・自治体等 中小機構の各事業では、全国の各自治体と連携して事業を行っている。加えて、よろず支援拠点全国本部、中小企業再生支援全国本部、事業引継ぎ全国本部による事業や支援機関向け研修、全国会議などを実施している。 都道府県、市町村、商工会、商工会議所など</p> <p>○業務執行や企画立案における府省庁間の連携 経済産業省と打ち合わせを行うには、前述のとおり、相当の人員費・コスト負担・移動時間が必要となるため、意思疎通に齟齬が生じる可能性がある。また、経済産業省以外にも、中小企業支援などの機構業務の執行のため、総務省、財務省、金融庁、復興庁との面談を行っている。</p> <p>○国会等への対応において支障をきたさないか 主務省と急な早朝、夜間の打合せを行うことは不可能となる。 ・朝一番の東京駅着 7:20 ・宇都宮行き東京駅終発 22:52</p>
<p>地域への波及効果・なぜその地域課</p>	<p>本県への移転を機に、中小機構が県内中小企業(特に小規模企業)に広く認知され、中小機構の施策の有効活用事例が増え、県内中小企業の成長につながっていくことが期待される。 また、本県においては、交通環境の面において東京との近接性を保ちながら、地方中小企業の状況を肌で知ることができるとともに、栃木県産業技術センター、栃木県産業振興センター及び内陸最大級の産業団地である清原工業団地と隣接し、連携した取組が可能となるなど、移転先としては絶好の地域であると言える。</p>	<p>中小機構は、全国に所在する中小企業・小規模事業者、支援機関等に対する政策の総合的な実施機関として事業を実施していることから、限られた地域への波及効果を勘案して立地するものではない。 なお、中小企業庁は、中小企業・小規模事業者の経営支援体制を強化するため、栃木県内の相談窓口として「栃木県よろず支援拠点」を移転予定地近くの栃木県産業振興センター内に設置している。また、中小機構は、その全国本部として、他の都道府県を含めたよろず支援拠点の能力向上、活動支援、評価、拠点間連携等に取り組んでいるところ。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
条件整備	<p>○施設確保・組織運営に当たり、どのような工夫がなされているか 施設を誘致する場所について、県有地を予定地としている。</p> <p>○国・独立行政法人の組織・費用が増大するものとなっていないか 施設の新たな整備が必要となるが、都心に比べ、臨時補助員の人件費や物価等のコストが少ない。(理研の方針は不明)</p> <p>○職員の生活環境・住環境が確保されているか 周辺地はUR都市機構による住宅団地が形成されている。また、商業施設も十分存在している。さらに現在、宇都宮市等がLRT整備を検討している。</p>	<p>○施設確保・組織運営に当たり、どのような工夫がなされているか 現状のフロア面積(12,287.69㎡≒約3,700坪)が確保できる相当の面積の建物が必要。建物の新設に伴う多額の財政負担が必要となる。また、最寄りのバス停には、1日1往復の路線バスが運行されているのみであり、役職員や来訪者のアクセスのため何らかの手当が必要となる。</p> <p>○国・独立行政法人の組織・費用が増大するものとなっていないか 県から提供される用地への新たな建物の整備、情報システムの移転等に多額の費用が必要となる。また、中小機構が契約する外部人材(専門家)の多くは東京圏に拠点を置いて活動していることから、本部での打ち合わせに際し、旅費の負担が新たに発生することとなる(現在中小機構が契約する専門家(約3,500人)のうち、東京都在住者が約21%であり、栃木県在住者は0.7%。)とともに、移動負担を強いることになる。</p> <p>○職員の生活環境・住環境が確保されているか 職員の移転費用及び家族を含めた生活環境の確保に加えて、移転困難者の処遇並びに退職者が生じた場合の職員確保が必要。また、中小機構においては、限定勤務地制度を導入しており、特定の医療機関において定期的な治療等の必要がある職員、子の養育をする必要がある職員、親族に継続的に介護をする必要がある職員などを中心として、50名程度の職員が東京に勤務地を限定しているため、当該職員の処遇に関して、検討・調整が必要。</p>
その他特記事項		

<p>提案の概要</p>	<p>光量子工学研究領域の移転 (光量子工学研究領域のうち、栃木県の光技術産業に関する企業や大学との連携により研究開発の機能強化が図られる機能の一部を移転)</p>	
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>職員数:常勤職員95名、非常勤職員44名 施設:占有フロア面積9,673m²(その他ユーティリティ施設用の敷地が必要)、留意事項:レーザー装置、中性子発生システム、加速器、工作機器、テラヘルツ光源システム、検出器、変調器など各種測定・作成装置類(大型小型各種)、クリーンルームを有する。精密な実験を実施するための安定した地盤を有すること(近くに振動・騒音源が無い)。特に中性子関連施設は、第二種放射線管理区域での実施条件をクリアし、必要な遮蔽性能、耐荷重、面積等の機能を有すること。また、大学等関係機関との連携に必要な立地利便性を有すること。 研究概要:超高速レーザー計測、テラヘルツイメージング、超解像イメージングなど、未開拓の光・量子技術を創造・活用するとともに独自のレーザー技術、精密加工技術を更に発展させ、光・量子を利用するあらゆる研究分野における研究開発の発展に貢献し、ものづくりの高度化、非破壊検査技術・非侵襲計測技術の確立に取り組む。さらに、レーザー技術や画像解析技術を応用した光イメージングシステムを開発し、社会課題の解決を図る。 連携機関:㈱トプコン、東京大学、慶応義塾大学、土木研究所ほか 事業規模:684百万円</p>	
<p>検討・評価のポイント</p>	<p>道府県の説明</p>	<p>各府省の見解</p>
<p>研究能力の確保・向上</p>	<p>○優秀な研究人材が確保できるか 本県には、光技術に特化した教育研究拠点である宇都宮大学オプティクス教育研究センター(センター長 谷田貝豊彦教授)が設置されており、日本の光技術産業を担う技術者の育成に、キヤノン㈱と連携して取り組んでいる。 また、同センターは光学に関する世界的な研究機関であるアリゾナ大学等と協定を結び、学術交流も積極的に展開しており、当センターを通じた光学分野の技術者・研究者の確保は可能と思われる。</p> <p>○優れた研究環境が確保できるか 誘致予定地からJR宇都宮駅まで車で20分程度、JR宇都宮駅から東京駅まで新幹線で約50分程度と東京へのアクセスも容易であり、学会等への出張に不便はなく、上記関係機関との連携強化も相まって、優れた研究環境が確保されている。</p> <p>○研究資金が確保できるか 研究資金についても、上記のとおり研究能力の強化が図られることから、これまでと同様又はこれまで以上の資金を確保できることが期待される。</p> <p>○研究機関・研究者等との迅速かつ効果的連携が確保できるか オプティクス教育センターには、光技術に関する幅広い専門分野を持つ教員が計50名在席しており、先端光学技術の創生に向けた取り組みを行っている。 さらに、我が国を代表する光学機械器具・レンズ等のメーカーであるキヤノン㈱は、半導体露光装置、レンズなど光学機器の工場及び研究開発部門を宇都宮市に集結している。 これらの大学や民間研究機関と誘致予定地とは車で15分程度の距離であり、当センター及び民間研究機関との迅速、効果的な連携の確保が期待できる。</p>	<p>○優秀な研究人材が確保できるか 理化学研究所の研究活動を維持・発展させていくためには、国内外から世界的に優れた人材を確保することが不可欠であるが、県のご提案ではこうした観点についての具体的な説明が無く、質・量の両面において必要な研究者を確保できるかについては懸念がある。</p> <p>○優れた研究環境が確保できるか 光量子工学領域においては、光・量子の可能性を極限まで追究し、今まで見えなかったものを見るための世界最先端の技術開発を実施している。こうした技術開発を実施するためには、ごく微細な振動も回避し、わずかな電磁波も遮蔽する特殊な実験室及び、技術の出口となる具体的な研究テーマとの密接な連携が不可欠であり、実際に光量子工学領域は理研内の他の研究チームと密接不可分に研究を実施し、極めて良好な相互作用を生み出している。(例えば本領域で技術開発を行っている蛍光顕微鏡は、時間分解能・空間分解能・視野角の広さ・生きたまま生体で観察が可能等の点で世界最高性能の観察技術を持っており、脳研究の推進に不可欠なものとなっている。また、脳科学からのニーズが、蛍光顕微鏡技術の一層の高度化のために不可欠なものとなっており、相互に成果を高め合っている。)このため、本領域の移転により、所全体の研究能力の大幅な低下、研究の頓挫等が想定され、我が国が優位性を持つ多くの研究分野に深刻な打撃を与えることが懸念される。 施設の面では、仮に移転するとすれば数年間の建造期間、数十億円の費用が生じる。移転期間中は研究を停止せざるをえず、激しい国際競争から脱落し、我が国の優位性を損失する。</p> <p>○研究資金が確保できるか。 上記の通り現在と同程度もしくは現在以上の研究環境を整備することは困難と考えられることから、これまでと同程度もしくはそれ以上の研究資金を外部より確保できるとは想定しにくい。</p> <p>○研究機関・研究者等との迅速かつ効果的連携が確保できるか 光量子工学領域ですでに多くの地域や周辺の研究機関・民間企業等との密接な連携のもとで研究活動に取り組む、大きな成果を生み出しているところ、移転によってこうした連携体制が崩れることが想定され、大きな損失となることが懸念される。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
研究成果活用 の確保・向上	<p>○産学官連携をしやすい体制が確保されるか 大学の基礎的研究成果を活用するための共同研究、応用製品化開発・実用化研究の実施、技術移転、高度技術者の育成などを行う組織として科学技術振興機構の地域産学官共同研究拠点整備事業(平成21年度補正予算・文部科学省)による「光融合技術イノベーションセンター」が宇都宮大学に設立されている。センター設立の目的は、光融合技術に関する実用化研究・共同研究の推進と高度技術者の養成である。 また、栃木県は、県内の企業や大学、産業支援機関等が連携したネットワークを形成し、光関連産業に係る交流や情報交換等の場を創出するとともに、中小企業の技術力の向上や人材育成・確保、販路の拡大を支援することにより、本県光産業の振興を図ることを目的に、平成21年6月に「とちぎ光産業振興協議会」を設立し、現在110社・団体の会員が協議会に参加している。 こうした拠点や協議会があることで、産学官連携をしやすい体制は十分確保できている。</p> <p>○政策への反映を目的とした研究について、行政との連携が確保できるか 本県では、「とちぎ産業振興プログラム」により、特に振興を図る産業分野の一つとして、“光産業”を特定しており、産学官金によるネットワーク組織である「とちぎ光産業振興協議会」を設立し、本県光産業の振興を目的とした各種事業を行っている。人材育成や研究開発支援事業については、県と光融合技術イノベーションセンターや産業技術総合研究所が連携しつつ実施している。このように、行政と研究機関等との連携体制が十分に構築されている。</p>	<p>○産学連携をしやすい体制が確保されるか 既存の枠組みにおいても、産業連携本部を通じて産学連携を進めるための体制が整っている。ご提案のあった体制とこれまでの連携体制に整合性があるか不明確であり、これまでの連携体制に影響を与えないか懸念がある。</p> <p>○政策への反映を目的とした研究について、行政との連携が確保できるか すでに多くの地域との密接な連携のもとで研究活動に取り組み、大きな成果を生み出しているところであり、移転によってこうした連携体制が崩れることが想定され、大きな損失となることが懸念される。</p>
地域の産業等への波及効果	<p>○なぜその地域か 栃木県は、光学機械器具・レンズ製造業の事業所数で全国4位、製造品出荷額等や従業員数で全国1位となっており、また我が国を代表する光学機械器具・レンズや半導体露光装置等のメーカーが立地しているなど、光学機械器具・レンズ製造等、光産業の高い集積がある。</p> <p>○強みをもつ地域産業のポテンシャルを更に高める事が期待できるか 「とちぎ光産業振興協議会」における各種連携事業を通じた県内企業への波及効果により、栃木県的光産業に関する強みを高められることが期待できる。</p>	<p>○なぜその地域か ○強みをもつ地域産業のポテンシャルを更に高める事が期待できるか 光量子工学領域ではすでに多くの地域や周辺の研究機関・民間企業等との密接な連携のもとで研究活動に取り組み、大きな成果を生み出しているところであり、移転によってこうした連携体制が崩れることが想定され、大きな損失となることが懸念される。</p>
運営の効率の確保	<p>とちぎ光産業振興協議会の事業を通じて、理化学研究所の研究成果と企業とのマッチングが可能であり、社会での新たな光技術の実用化が促進される。また、本県に立地することで、宇都宮大学オブティクス教育研究センター及びキヤノン(株)光学技術研究所との共同研究等による相乗効果が期待され、光量子工学研究領域の使命である光科学の進展による新しい科学・技術の創出が効果的に行われる。 協議会の事務局は県であり、関係者との連絡・協議の場については随時設定が可能である。</p>	<p>移転した場合、移転した研究組織を支える新たな事務組織の配置、人員の雇用等が必要となり、その運営のための労力やコストが増大し、運営の非効率化を招くことになる。また、上記のとおり理研の総合力を損ねると考えられることから、研究成果創出の面でも効率性を損なうと懸念される。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
条件整備	<p>○施設確保・組織運営に当たり、どのような工夫がなされているか 施設を誘致する場所について、県有地を予定地としている。</p> <p>○国・独立行政法人の組織・費用が増大するものとなっていないか 施設の新たな整備が必要となるが、都心に比べ、臨時補助員の人件費や物価等のコストが少ない。(理研の方針は不明)</p> <p>○職員の生活環境・住環境が確保されているか 周辺地はUR都市機構による住宅団地が形成されている。また、商業施設も十分存在している。さらに現在、宇都宮市等がLRT整備を検討している。</p>	<p>○施設確保・組織運営に当たり、どのような工夫がなされているか ○国・独立行政法人の組織・費用が増大するものとなっていないか 当該領域では、仮に移転するとすれば数年間の建造期間、数十億円の費用が生じる。移転期間中は研究を停止せざるをえず、激しい国際競争から脱落し、我が国の優位性を損失する。また、既に和光に整備されているものと同等の設備を整備する場合、多額な費用が必要となる。さらに、上記のとおり新たな事務組織も必要であり、多額の初期投資が必要となり、かつ、固定経費が増大する。</p> <p>○職員の生活環境・住環境が確保されているか 光量子工学領域に在籍する外国人研究員の家族の生活環境や、生活支援については格段の配慮が必要となるが、この点について言及がない。</p>
その他特記事項	<p>誘致予定地近隣の(株)とちぎ産業交流センターには「インキュベート室」があり、創業・企業化・新分野進出等を目指す企業及び個人の支援を行っている。この施設を利用することにより、研究成果のスムーズな実用化・企業化が可能となる。</p>	<p>理化学研究所の産業連携本部にて同様の業務がすでに実施されている。</p>